

## 大阪府第三者管理協議会（第1回） 議事要旨

---

1. 日時 平成28年6月15日（水）11時30分～11時45分

2. 場所 大阪府庁本館3F特別会議室大

### 3. 出席

新井 純 大阪府副知事  
藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長  
菅野 典子 大阪入国管理局総務課長  
小林 淳 大阪労働局総務部長  
青木 朋人 近畿経済産業局総務企画部長

### 4. 議題

- (1) 大阪府第三者管理協議会設置について
- (2) その他

### 5. 配布資料

- 資料1 大阪府第三者管理協議会設置要綱（案）  
資料2-1 特定機関の基準適合性チェックリスト（案）  
資料2-2 宿舍費ガイドライン（案）  
資料3-1 外国人家事支援人材が有する知識及び技能の確認方法について（案）  
資料3-2 日本語能力特例特定機関の条件適合性チェックリスト（案）  
参考1 大阪府第三者管理協議会 出席者名簿  
参考2 関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（抜粋）  
参考3 家事支援外国人受入事業 制度概要  
参考4 国家戦略特別区域法（抜粋）  
参考5 国家戦略特別区域法施行令（抜粋）  
参考6 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関に関する指針  
参考7 国家戦略特別区域法第16条の3に規定する「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」に係る解釈

○大阪府松原特区推進課長 それでは、ただいまから、大阪府第三者管理協議会を開会いたします。本日の司会進行を務めさせていただきます、大阪府特区推進課長の松原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、関係自治体を代表しまして、新井副知事からごあいさつをお願いします。

○大阪府新井副知事 おはようございます。本日はお忙しい中、大阪府庁までお越しいただきありがとうございます。また、平素より府政の推進に格段のご理解ご協力を賜り、この場を借りて御礼申し上げます。

大阪におきましては、これまでに経験したことのないような、人口減少、少子高齢化に突入していくというような状況でございます。このような中にありまして、大阪を活性化していくためには、女性・高齢者・若者など、より多くの方々が、その能力を存分に発揮できる社会を構築していく必要があろうかと考えているところでございます。

今回、男女問わずでございますけれども、家事の負担を抱える方々の支援ニーズに応え、働き方の幅を広げるための多様なサービスの選択肢のひとつとして、「家事支援外国人受入事業」をまずは大阪市内において実施し、関西圏国家戦略特区の目標である”チャレンジングな人材が集まる都市“への環境整備を図ってまいりたいと考えているところでございます。

本日はお集まりいただきました、内閣府藤原次長をはじめ、大阪入国管理局、大阪労働局、近畿経済産業局の皆さんとともに、大阪府第三者管理協議会を設置いたしまして、この事業を着実に、また、円滑に進めていきたいと考えておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。どうぞ本日はよろしくお願いいたします。

○大阪府松原特区推進課長 ありがとうございます。続きまして、内閣府地方創生推進室藤原次長からごあいさつをお願いします。

○内閣府地方創生推進室藤原次長 ご紹介いただきました、内閣府地方創生推進室次長をしております藤原でございます。大阪府の第三者管理協議会の設置、開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

国家戦略特区の制度につきましては、法律ができましたのが早2年半前になりますが、そのあと2回にわたりまして、法律改正を行ってきております。昨年の通常国会、それから、今月初めに会期末を迎えました、先の通常国会と2回にわたりまして、大きな法律改正をしてきております。その中で、特区で活用できる、また、逆に言えばほかでは活用できないメニューが拡充をしてきておりまして、いま、50を超える項目、規制改革のメニューが特区の中では整備されております。

その中でも、安倍総理自らイニシアティブをとられましたこの家事支援外国人受入事業ですが、昨年の9月から施行している改正法に基づき、今年の3月末に、第三者管理協議会が神奈川県で設立されました。ただ今、外国人を受け入れようとする企業からの申請を受け付けております。また、同じ東京圏ですが、東京都においても本件について積極的に活用を検討していただいております。

こうした中、本日、関西圏の区域会議のもと、大阪府においても第三者管理協議会を設置する運びとなったということで、関係者の方々のご尽力に大変感謝を申し上げたいと思います。今日

の協議会の設置により、外国人材を受け入れようとする企業から申請の受付が開始されることとなります。企業の確認が取れ次第、大阪市全域において外国人材による家事支援サービスの提供が開始できる環境が整うこととなりますが、事業の実施に際しては、大阪府、大阪市、また本日お集まりいただきました関係機関の皆様によります適切な人材の管理、それから適切な企業の確認ということが不可欠だと思っております。

そういった意味でこの協議会の役割は非常に重要だと思っております。内閣府といたしましても、本事業の推進に全力を尽くさせていただきたいと思っております。関係者の皆様の、引き続きのご協力をお願い申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○大阪府松原特区推進課長 ありがとうございます。それでは早速ですが、議事を開始します。

議題（１）大阪府第三者管理協議会設置につきまして、事務局からご説明いたします。

○大阪府柳生特区推進課参事 それでは、資料１に基づき、「大阪府第三者管理協議会設置要綱（案）」について、御説明いたします。

この協議会は、関西圏国家戦略特別区域会議の下に、国、地方の関係機関により構成して設置し、大阪市域内で行われる外国人家事支援人材受入事業の適正かつ確実な実施を確保することを目的といたします。

具体的な役割は、第２において一覧的に整理し、詳細は第３から第７までのとおりです。

まず第３ですが、外国人家事支援人材を受け入れようとする企業からの申請に基づいて、その企業が政令等で定める基準に適合しているかの確認を行い、その結果を申請者等へ通知します。これがこの協議会の最も中心的な役割となります。

次に、第４、第５ですが、この協議会が企業による受入事業の開始後も適正な運営が確保されるようにするため、受入企業から定期的に、あるいは随時必要な報告を受領すること、少なくとも年１回、受入企業を監査することとしております。

さらに、第６、第７におきましては、企業ごとに加えて、関係自治体においても苦情・相談窓口を設置すること、企業の倒産等により雇用継続が不可能となった場合に、新たな受入企業を確保するよう努めることとしております。

なお、これに関連して、外国人家事支援人材が苦情相談や緊急の際に困らないよう、コンパクトな名刺サイズの連絡窓口一覧の“ひな形”を作成しており、その活用を推進してまいります。資料は下の方に入っておりますので、御確認ください。その他必要な様式類を定めた上で、この要綱を協議会として合意したいと考えています。

次に、資料２－１の「特定機関の基準適合性チェックリスト（案）」を説明いたします。この協議会が、企業からの申請に基づいて、基準適合性の確認を行おうとする際の具体的な審査方法を関係機関の間で合意しておこうとするものです。

表の①欄にある政令や指針で定められた基準ごとに、②欄の申請様式及び③欄の添付書類に基づいて、④欄にある方法によって基準適合性の確認を行うこととします。

また、企業が外国人家事支援人材を実際に雇用する時点で、補完的に、個々の外国人家事支援人材の雇用条件等が基準に適合するかを、青字で示した方法により確認を行うことといたします。

続いて、資料2-2の「宿泊費ガイドライン（案）」について説明します。外国人家事支援人材を受け入れようとする企業は、外国人家事支援人材の住居を確保すべきことが基準となっています。

その住居について、外国人家事支援人材から宿泊費を徴収する場合には、不当に高い金額とならないようにする必要があることから、先行事例である建設特定活動の例も参考にしつつ、審査基準の一部ともなる留意事項をガイドラインとしてとりまとめようとするものです。

次に、資料3-1「外国人家事支援人材が有する知識及び技能の確認方法について（案）」をご覧ください。受入れ可能な外国人家事支援人材の要件である「家事支援活動を適切に行うために必要な知識及び技能」については、母国において人材育成機関が行う一定の研修を修了していることや、所定の政府認定資格を有していること等を解釈として示しています。

これらを具体的に確認する方法について、必要な提出書類を含め、関係機関の間で合意しておこうとするものです。

3頁目は、この確認手続きの一環で、外務省にも現地における調査等のご協力をさせていただくこととしております。

最後に、資料3-2「日本語能力特例特定機関の条件適合性チェックリスト（案）」をご覧ください。外国人家事支援人材の日本語能力について、いわゆるN4以上の日本語能力を原則必要としていますが、受入企業が特別の条件に適合している場合には、外国人家事支援人材がN4の日本語能力を有しないことを特例的に許容することとなっています。この特別の条件に適合する受入企業であることの確認の方法について、協議会として合意しようとするものです。

以上の各文書につきましては、事務的な調整をさせていただいており、よろしければこのメンバーによる合意とさせていただけるよう、よろしくお願いいたします。

○大阪府松原特区推進課長 それでは、ただいま説明のありましたとおり、大阪府第三者管理協議会設置要綱（案）について、合意を得たいと思います。ご異議ありませんか。

<異議なしの声>

では、合意が得られましたので、今後、この要綱に基づき、関係機関が協力して第三者管理協議会としての事務を進めてまいりたいと思います。なお、特定機関から受け付ける申請書等は、速やかに大阪府・市のホームページにアップし、本日より申請を受け付けることと致します。

それでは、まだ少々お時間がありますので、各構成員からご発言をお願いします。出席者名簿順に、大阪入国管理局 菅野総務課長様、よろしくお願いいたします。

○大阪入国管理局菅野総務課長 大阪入国管理局の菅野でございます。本日は出席予定の次長が急用のため欠席させていただきまして申し訳ございません。次長に代わりお詫び申し上げます。

大阪入国管理局といたしましては、外国人の公正な出入国管理の観点から、家事支援外国人受入事業の制度が適切に運用されるよう、寄与してまいりたいと思います。また、本協議会におきましても、関係機関の皆様と連携・協力いたしまして、本制度が円滑に実施できますよう、努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大阪府松原特区推進課長 ありがとうございます。小林大阪労働局総務部長様。

○大阪労働局小林総務部長 大阪労働局です。今後、基準適合性の確認だとか、監査はですね、

役割分担は事務レベルで調整していくということだと思いますが、大阪労働局としましては、法定労働条件をはじめとした労働条件の部分、その辺を中心に関わりを持っていくのかな、というふうに思っております。関係の皆様方と連携しながらですね、引き続き対応してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○大阪府松原特区推進課長 ありがとうございます。青木近畿経済産業局総務企画部長様。

○近畿経済産業局青木総務企画部長 近畿経済産業局の青木です。経済産業省ではこれまで、家事支援サービスの品質確保や生産性向上に向けた支援を行ってきました。こういった取り組みも踏まえ、本協議会の一員として、申請企業の基準適合性の確認など、役割をしっかりと果たしていきたいと思っております。

○大阪府松原特区推進課長 ありがとうございました。それでは、時間も参りましたので、これで「大阪府第三者管理協議会」を終了いたします。本日はどうもご出席ありがとうございました。